

＜新旧対照表＞「りそなWebサービス」「みなとWebサービス」利用規定

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
第4条	「りそなWe bサービス」「みなと Web サービス」利用規定 2025 年 1 月改定	「りそなWe bサービス」「みなと Web サービス」利用規定 2026 年 8 月改定	
第4条	第4条（利用の申込み） 3. 当社が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印鑑の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。	第4条（利用の申込み） 3. 当社が、(1)当社所定の本サービス申込書その他本規定に基づいて契約者から提出された書面に使用された印影を届出の印鑑の印影と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いを行った場合または(2)当社所定の方法で申込情報の電磁的送信による利用申込みを受けた場合は、(1)の書面または(2)の申込情報もしくはその電磁的送信に使用した端末につき盗用、偽造、変造、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。	申込書を伴わない申込方法新設にかかる記載追加
第5条	第5条（マスターID 及びマスターパスワード） 1. 契約者は、本サービスの利用の申込みに際して、契約者の「マスターパスワード」その他必要な事項を当社に届出るものとします。 また、本サービスに係るマスターパスワード等についてお申込日（変更の場合は変更の届出の日）から6ヶ月を経過する日までに異議の申し出がない場合は、申込書どおり正しく機械登録されたものとさせていただきます。 以 上	第5条（マスターID 及びマスターパスワード） 1. 契約者は、本サービスの利用の申込みに際して、契約者の「マスターパスワード」その他必要な事項を当社に届出るものとします。 また、本サービスに係るマスターパスワード等についてお申込日（変更の場合は変更の届出の日）から6ヶ月を経過する日までに異議の申し出がない場合は、申込書等（当社所定の本サービス申込書および申込情報を入力する当社所定の電磁的画面並びにこれらに記入又は入力された内容をいいます）その他当社所定の方法による契約者の申告どおり正しく機械登録されたものとさせていただきます。 以 上	申込書を伴わない申込方法新設にかかる記載追加

改定実施日：2026年8月3日